

(目的)

第1条 この要綱は、多可町で生まれ育った者等が親等をサポートし、親等と協力して生活する目的で、親等と同居若しくは近居するために、住宅を新築、増築、改築することを支援し、町内に生活拠点を設けることを促進し、昔ながらの多世代家族の構築を醸成し、優しさあふれる豊かな町づくりの推進を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供しているもの）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸し、販売等営利を目的とするものは除く。
- (2) 新築 新たな住宅を建築することをいう。
- (3) 増築 住宅の延べ床面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 住宅の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊防止等を目的とする主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱等をいう。以下同じ。）の一部又は住宅の構造耐力上主要な部分以外の相当部分を除去し、間取りの変更等を行うことや、新たな部品の取付け、設備の更新、模様替え等をいう。
- (5) 事業者 住宅を新築、増築、改築する工事費等の経費を負担する者をいう。
- (6) 定住 新築、増築、改築した住宅を生活の本拠として居住し、当該住宅の所在地を住所地として5年を超える期間継続して住民基本台帳に記載されることをいう。
- (7) 親等 助成の対象者若しくは配偶者の父母又は祖父母のことをいう。
- (8) 同居 親等と同じ建物に居住することをいう。
- (9) 近居 親等と同じ敷地内又は隣接敷地内若しくは同区内の別の建物に居住することをいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる全ての要件に該当する合計年齢100歳未満の夫婦若しくは50歳未満の者とし、助成金の交付回数は、1回限りとする。

- (1) 本町を住所地として1年を超える期間継続して住民基本台帳に記載されている親等をサポートし、親等と協力して生活する目的で、同居又は近居をするために、住宅を新築、増築、改築し、そこに定住することを誓約する者であること。
- (2) 新築、増築、改築する住宅の事業者であること。
- (3) 新築、増築、改築する住宅の事業者が自己の居住の用に供すること。
- (4) 助成を受けようとする者は、当該の新築、増築、改築について他の規定による助成を受けていない、又は受けようとしなない者であること。
- (5) 助成の対象者及び同居又は近居する者の中に市町村税及び税外収入金の滞納がないこと。

(助成の対象住宅)

第4条 助成金の交付対象となる住宅は、町内で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づいて新築、増築、改築する住宅で、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 新築、増築、改築する住宅の助成対象事業費が1,000万円以上であること。ただし、

当該建物が併用住宅である場合は、居住部分以外にかかる費用を除くものとする。

- (2) 工事着手前までに建築工事届又は建築確認申請の手続が完了しているものとする。
(助成金の額等)

第5条 前条に掲げる助成金の額は、別表1に定めるところによる。
(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、工事着手前に次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町あったか家族多世代住宅助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 誓約書(様式第2号)
- (4) その他、町長が必要と認める書類(別表2)

(助成の決定等)

第7条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めるときは多可町あったか家族多世代住宅助成事業決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することができる。
(事業費及び工期の延長等の変更)

第8条 前条の規定により助成決定を受けた者は、当該助成決定を受けた後に事業費及び工期の延長等の変更又は申請を取下げようとするときは、次の書類を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

- (1) 多可町あったか家族多世代住宅助成事業変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)
- (2) 工事変更見積書の写し
- (3) その他、町長が必要と認める書類(別表3)

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を多可町あったか家族多世代住宅助成事業変更(取下げ)承認通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、工事完了後、速やかに次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多可町あったか家族多世代住宅助成事業実績報告書(様式第6号)
- (2) 工事費の領収証の写し
- (3) 新築、増築、改築した住宅の完成写真
- (4) その他、町長が必要と認める書類(別表4)

(助成金の交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の内容を審査し、完成検査等により適正な執行が確認できたときは、多可町あったか家族多世代住宅助成金交付決定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 町長は、申請者から提出される多可町あったか家族多世代住宅助成金請求書(様式第8号)により助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の交付を受けた日から5年以下で取壊し、貸与又は売却したとき。
- (4) 助成金の交付を受けた日から5年以下で転居又は転出したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を多可町あったか家族多世代住宅助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、多可町住まいの新築助成事業補助金交付要綱（平成28年3月28日告示第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表1（第5条関係）

助成対象事業	対象住宅	対象事業費	助成金の額
住宅の新築・増築・改築の工事費等（造成・解体工事費等は除く）	親等と同居又は近居を目的とした住宅	1,000万円以上	30万円

別表2（第6条関係）

その他必要書類
申請者の戸籍謄本等の写し、親等の世帯全員の住民票の写し、申請者・同居者・近居者全員の町税納付状況等調査同意書、完納証明書 建築工事届又は建築確認申請書（確認済証）の写し、工事着手前の写真（全景・増築予定箇所・改築予定箇所）、新築・増築・改築工事の建物の位置図・平面図・立面図

別表3（第8条関係）

その他必要書類
新築・増築・改築工事の建物の変更平面図及び変更立面図

別表4（第9条関係）

その他必要書類
申請者・同居者・近居者の世帯全員の住民票の写し、工事請負契約書の写し